

○大樹町サテライトオフィス設置要綱

令和3年11月18日告示第46号

大樹町サテライトオフィス設置要綱

(設置)

第1条 テレワークをはじめとする多様な働き方に対応し、新たな起業や企業誘致等を促進し地域経済の活性化を図るため、大樹町サテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 サテライトオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大樹町経済センターサテライトオフィス	大樹町西本通98番地

(施設の使用)

第3条 サテライトオフィスを使用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大樹町においてテレワーク又はサテライトオフィスの開設を検討している法人、個人事業主、団体及び個人
- (2) 大樹町において事業所等の開設又は起業を検討している事業者等
- (3) サテライトオフィスを本店又は支店若しくは営業所等として使用する事業者等
- (4) テレワークを実践している事業者等
- (5) その他町長が認める事業者等

(使用の許可申請)

第4条 サテライトオフィスを使用しようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する使用許可申請書は、使用を開始しようとする日の1週間前までに提出しなければならない。

(使用許可書の交付等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用（変更）許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付すことができる。

(使用許可の変更)

第6条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書の内容に変更が生じたときは、使用許可変更申請書（様式第3号）により速やかに町長に変更申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可することを決定したときは、使用（変更）許可書（様式第2号）により使用者に通知するものとする。

(使用の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるもの
- (2) 建物、付属設備、備付備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあるもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認めるもの

(4) その他町長が使用を不相当と認めるもの

（目的外使用の禁止）

第8条 使用者は、サテライトオフィスを許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第9条 使用者は、使用料として月額15,000円を納付しなければならない。

2 使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算（1日につき500円）により算定した額とする。

3 前2項の使用料は、オフィススペースの使用料、光熱水費、インターネット使用料及び複合機使用料を含むものとする。

4 使用料の納付は、町長が発する納入通知書により、町長が指定する方法（納入期限等を含む。）により納付するものとする。

5 使用料は、町長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を減免することができる。

（使用料の返還）

第10条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責に帰することができない理由により使用不能となったとき。

(2) 第11条第4号により使用を停止させ、又は許可を取り消したとき。

(3) 使用日の前日までに使用許可の取消し、又は変更の申出があつて、町長が認めたとき。

（使用許可の取消し等）

第11条 町長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱に違反したとき。

(2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(3) 第7条各号に該当すると認めたとき。

(4) 公益上の理由又はサテライトオフィスの管理上若しくは運営上やむを得ない理由が発生したとき。

（現状の回復）

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は前条の規定により使用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を現状に回復しなければならない。

2 町長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

（賠償責任）

第13条 使用者の責に帰すべき理由により、建物、付属設備、備付備品等を毀損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。